

令和 4 年 6 月 3 0 日

宇土市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(目的)

宇土市内において、高齢者等の移動手段を持たない方の通院・買い物等の日常生活の移動の確保や郊外部の交通空白地から市街地部への移動の確保、及び利用ニーズの高い医院や商業施設、公共施設間の移動を確保することを目的とする。

(必要性)

宇土市郊外部の交通空白地においては、日常の通院・買い物施設(主に宇土市街地部)への移動手段がなく、通院・買物の施設間の移動が困難である。

そのため、既存の公共交通網を補完する目的で、郊外部の交通空白地において小回りのきくワゴン車等で巡回する乗合タクシー(ミニバス)の導入と市街地の医院や買い物施設を回遊する循環バス(コミュニティバス)を導入し、JR宇土駅とバス交通の連携強化を行った。また、従前より交通空白地域となっており高齢化率が高い宇土市網田地区へ予約型の乗り合いバス(デマンドバス)を導入し、利便性の向上を図る。地域公共交通確保維持事業により、コミュニティバス・ミニバス・デマンドバスを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

事業の目標に対する数値指標及び目標値は次のとおりとする。

(宇土市地域公共交通計画 P.104 参照)

[コミュニティバス]

系統名	数値指標	実績値	目標値	
		R3 年度	R5 年度	R8 年度
内回り線・外回り線	年間利用者数	8,199 人	9,000 人	10,000 人以上
	収支率	4.5%	8.0%	15%以上

[ミニバス]

系統名	数値指標	実績値	目標値	
		R3 年度	R5 年度	R8 年度
全系統	年間利用者数	4,696 人	5,200 人	6,000 人
網津・緑川線	1 便あたりの利用者数	3.2 人	3.5 人	全路線 1 便あたり 2.0 人以上
宇土北部線		3.2 人	3.5 人	
轟線		0.9 人	1.3 人	
花園北部線		2.1 人	2.3 人	
花園南部線		1.5 人	1.7 人	

[デマンドバス]

系統名	数値指標	実績値	目標値	
		R4 年度(上期)	R5 年度	R8 年度
網田地区	年間利用者数	624 人	720 人	870 人以上
	収支率	21.9%	25.3%	30%以上

※デマンドバスについては、地域公共交通計画策定時点において運行開始直後ということもあり、地域公共交通計画本体に数値指標を記載していないため、本項目で個別に設定している。

## (2) 事業の効果

本事業でコミュニティバス・ミニバス・デマンドバスを維持することにより、郊外部の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保され、市街地部の回遊性が向上し、外出促進・地域活性化にもつながる。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用者の状況に応じたルート改正等を行い、利用者の利便性向上を図る。  
(宇土市・産交バス)
- ・無料運行を実施することにより、利用者の裾野を広げ、利用者の増加を図る。  
(宇土市・産交バス)

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

- ① 予定している時刻、運行予定期間（別添「運行系統時刻表」参照）
- ② 運行事業者の決定の経緯  
H24年第2回（H24.7.11）宇土市地域公共交通会議で承認後、九州運輸局へ事業認可申請を行う。  
R3年第1回（R3.6.25）宇土市地域公共交通会議で承認後、九州運輸局へ事業認可申請を行う。
- ③ 地域内フィーダー系統の補足

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

宇土市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

## 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

運行事業者が管理する運行記録簿から、運行便数、利用者数、運賃収入額等を把握し、収支率を算出。

## 7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

## 8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

## 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 23 年 06 月 29 日 (H23 第 1 回) 協議会設立, 事業内容について協議
- ・市民アンケート調査実施(平成 23 年 11 月 17 日～平成 23 年 12 月 5 日)
- ・平成 23 年 12 月 19 日 (H23 第 2 回) 調査内容について報告
- ・平成 24 年 01 月 25 日 (H23 第 3 回) 新公共交通システムの方針について協議
- ・宇土市生活交通ネットワーク計画に係るパブコメ実施(平成 24 年 3 月 2 日～3 月 13 日)
- ・平成 24 年 03 月 14 日 (H23 第 4 回) 宇土市生活交通ネットワーク計画及び試行運行の報告
- ・平成 24 年 05 月 29 日 (H24 第 1 回) 平成 25 年度宇土市生活交通ネットワーク計画の協議・承認
- ・平成 24 年 07 月 11 日 (H24 第 2 回) 運行事業計画の承認
- ・平成 25 年 02 月 20 日 (H24 第 3 回) 運行区域拡大や乗合タクシーの愛称について協議・承認
- ・平成 25 年 07 月 23 日 (H25 第 2 回) 平成 26 年度宇土市生活交通ネットワーク計画の協議・承認
- ・平成 26 年 02 月 05 日 (H25 第 3 回) 平成 26 年 4 月からの運行計画及びフリー乗降区間設定の協議・承認
- ・平成 26 年 06 月 17 日 (H26 第 1 回) 平成 27 年度宇土市生活交通ネットワーク計画の協議・承認
- ・平成 26 年 08 月 27 日 (H26 第 2 回) 運行計画変更についての協議・承認
- ・平成 27 年 06 月 16 日 (H27 第 1 回) 平成 27 年 10 月からの運行計画の協議
- ・平成 27 年 07 月 28 日 (H27 第 2 回) 平成 28 年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
- ・平成 28 年 06 月 (H28 書面協議) 熊本地震の影響によるルート変更及び平成 29 年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
- ・平成 29 年 06 月 26 日 (H29 第 1 回) 平成 30 年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
- ・平成 30 年 06 月 19 日 (H30 第 1 回) 平成 31 年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
- ・令和 元年 06 月 25 日 (R1 第 1 回) 令和 2 年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
- ・令和 2 年 07 月 10 日 (R2 第 1 回) 令和 3 年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
- ・令和 3 年 06 月 25 日 (R3 第 1 回) 令和 4 年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
- ・令和 4 年 06 月 日 (R4 第 1 回) 令和 5 年度地域公共交通計画の協議・承認

## 19. 利用者等の意見の反映状況

市民アンケート調査, 区長等へのヒアリング調査, 各地区での地区説明会, 沿線世帯個別訪問, 利用者アンケート等を実施し, 市民の意見収集を図ったほか, 本計画について, 地域公共交通会議で協議を行っており, 住民意見を十分に反映している。

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 宇土市浦田町 5 1 番地

(所 属) 宇土市 企画課

(氏 名) 高田 大輔

(電 話) 0964-22-1111

(e-mail) [kikaku01@city.uto.lg.jp](mailto:kikaku01@city.uto.lg.jp)

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。